

四谷地区における区立小学校通学区域 検討協議会のまとめ

令和6年3月

四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会

目次

1	四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会設置の背景	3
2	検討の進め方	3
3	四谷地区における区立小学校の現状と課題	3
4	通学区域の基本方針について	4
5	通学区域の見直しにより期待される効果	4
6	検討協議会での協議を踏まえた委員意見	4
(1)	通学区域の見直しの検討にあたって重視すべき視点	4
(2)	通学区域の見直しの必要性について	4
(3)	通学区域の見直しの対象地域について	5
(4)	経過措置について	5
	【結び】	6
	<資料編>	7

1 四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会設置の背景

四谷地区における区立小学校では、現在、児童数が増加している小学校と児童数が少ない小学校がある。

四谷小学校では、児童数の増加に対応するために、増築校舎の建設を進めており、令和7年度2学期からの供用開始に向けて、普通教室の確保を図っているところである。

一方で、近隣の花園小学校では単学級（一学年一学級）であり、児童数の増加を望む声が地域から寄せられている状況である。そうした課題を加味した対応策の一つとして、四谷地区における区立小学校の教育環境の維持向上を図るために、区立小学校や未就学児の保護者及び地域活動団体の代表者等を委員とする「四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会」（以下「検討協議会」という。）が設置された。

2 検討の進め方

検討協議会は令和5年8月から令和6年3月までの間で、5回開催され、第2回の検討協議会開催後、地域や保護者の方々から広くご意見をいただくため、地域説明会及び意見募集を実施し、寄せられたご意見を第3回以降の検討協議会において、通学区域の見直しや緩和等の検討の参考とした。

3 四谷地区における区立小学校の現状と課題

(1) 四谷小学校

下表にあるとおり、四谷小学校は児童数の増加により、令和11年度の学級数予測が24学級まで増加する見込みである。普通教室の上限数は、増築校舎建設により令和7年度の2学期より31となる予定だが、校庭や体育館、プール等については、新たに増設することはできないため、今後も運用上の工夫が必要となる。

(2) 四谷第六小学校

令和5年度の学級数が14学級であり、令和11年度の学級数予測は15学級に増える見込みである。教室の上限数については15教室まで対応可能であり、現時点で教室が足らなくなることはないが、決して余裕があるという状況ではない。

(3) 花園小学校

現在、単学級（一学年一学級）であり、教室の上限数についても追加で整備が可能な状況である。こうした状況から、地域からは児童数の増加を望む声が寄せられている。

学校名	実績	学級数（予測値）						教室上限数
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
四谷小	20	21	23	23	23	23	24	21 (31)
四谷第六小	14	14	14	14	14	15	15	15
花園小	6	6	6	6	6	6	6	12

4 通学区域の基本方針について

通学区域については、平成24年4月に新宿区教育委員会が示している「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」の中で、「現行の通学区域を維持する」ことを基本としている。ただし、次のような場合は見直しについて検討を行うこととしている。

- (1) 普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は、早急に検討すること。
- (2) 道路の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、特に通学の安全確保の視点から検討すること。

5 通学区域の見直しにより期待される効果

通学区域の見直しを行った場合は、次の点について効果が期待できるような見直しを検討していく。

- (1) 四谷小学校では、児童数が減少すること。
- (2) 通学区域の見直しにより、通学距離が短くなること。
- (3) 花園小学校では児童数が増えること。

6 検討協議会での協議を踏まえた委員意見

- (1) 通学区域の見直しの検討にあたって重視すべき視点

検討協議会では、まず、通学区域の見直しを検討する上で、何を重視して検討していくべきかという視点で協議を行った。協議の中では、学習環境など子どもの学びを確保することを第一優先に考えるべきといった意見がある一方で、検討にあたっては、地域協働学校運営協議会や町会など、学校を支えている地域とのつながりにも配慮してほしいといった意見があった。また、通学区域の検討を行うにあたり、祭事や学校行事の重なりを避けることはもとより、避難場所への指導など防災拠点などから総合的に考えて検討をしていくべきといった意見が出された。

- (2) 通学区域の見直しの必要性について

通学区域の見直しの必要性については、四谷地区の区立小学校の現状と課題を解決できるチャンスがあるのであれば見直しをした方が良いといった意見や、現状、四谷小学校で行っている学校の運用上の工夫がなくなる方が児童にとっても良いため、通学区域の見直しは必要といった意見が出された。

一方で、通学区域の見直しは実施せずに花園小学校を選択しやすくすれば良いのではないかといった意見や、四谷小学校については、増築校舎の建設を予定しており、児童数の増加も当初の想定よりも、あまり増えていないことから、今は早急に判断する時期ではないのでは、といった意見が出された。

こうした様々な意見を踏まえて、さらに、検討協議会として協議した結果、花園小学校の教育環境が今まで以上に高まったとしても通学区域を変えなければ、児童数を増やしていくことは現実的に難しいこと、四谷小学校についても、児童に不便が生じている

実態が少しでもあるならば、通学区域を変えない理由はないこと、また当初の目的である四谷小学校の児童数の減少を図るとともに、今後、教育現場に求められる個別最適化の学びの実現に向けて、子どもたち一人ひとりに合わせた教育環境の確保を第一に考え、経過措置もあることなどから、この問題については時間をかけることなく通学区域の見直しを実施していく必要があるとの意見が出された。

(3) 通学区域の見直しの対象地域について

通学区域の見直しの対象とする地域については、検討協議会の中で、教育委員会事務局より予め示された8つの検証資料をベースに、他の小学校と隣接する地域について様々な可能性も含めて検討したところである。

検討にあたって重視する点は、意見募集の中で出された意見と同様、通学区域の見直しにより期待される効果として、

- ①四谷小学校の児童数が減少すること。
- ②通学区域の見直しにより、通学距離が短くなること。
- ③花園小学校では児童数が増えること。

をすべて満たすことであり、かつ中学校の通学区域との不一致が生じないようにすることを重視する必要がある。なお、上記②の通学距離が短くなることについては、対象地域の中で通学距離が短くなる地域が含まれているのであれば、見直しによる効果があると言って良いのではないかと、との意見が出された。また、上記③の花園小学校の児童数が増えることに関しては、単に児童数が増えれば良いということではなく、クラス替えができる児童数の確保を想定し、2クラス、36人以上を目標にするべきであり、元の通学区域の小学校を選択する児童も生じる可能性を考慮すると、通学区域の見直し対象地域は広めに設定するべきではないかと、との意見が出された。これらの意見も踏まえて、通学区域の見直しにより効果が期待される地域としては、以下が考えられる。

- 1 検証資料6（四谷四丁目、富久町8番・9番、愛住町を花園小学校の通学区域に変更する）
- 2 検証資料7（四谷四丁目、富久町8番・9番を花園小学校の通学区域に変更する）
- 3 検証資料8（四谷四丁目「外苑西通りから西側」、富久町8番・9番を花園小学校の通学区域に変更する）

(4) 経過措置について

兄弟姉妹がいる未就学児や、四谷小学校への入学を見据えて引っ越しをしたご家庭などもあるため、元の通学区域の小学校も希望により選べるようにしてほしいといった意見が出された。これらの意見を踏まえて、児童や保護者へ負担がかからないように、経過措置は必須であると考え。ただし、対象者が選べるような柔軟な対応は必要であるが、あまり選択肢を設けすぎて保護者が悩まないようにするなどの配慮が必要であるとの意見が出された。

また、経過措置の期間については、意見募集の中では、長くってほしいといった意見や数年にわたり同じ措置をしてほしいといった意見が出された一方で、検討協議会の中

では今後、お子さんを出産する方や、マンションを買う方に不安を生じさせないためにも、期間を定めて、具体的に数字を示すことが必要である、といった意見が出された。

【結び】

本検討協議会においては、各委員が様々な立場や見地から、また、地域にお住まいの多くの方の意見を集め、四谷地区における区立小学校の通学区域について協議を重ねてきた。

四谷地区においては、現在の小学校が統廃合により開設されたが、その後、児童数が増加に転じた経緯もあることから、今後、通学区域の見直しを図っていく上では、過去の経緯を踏まえなければ、同じことを繰り返すのではないかとといった意見も地域の方から出されたところである。

本検討協議会では通学区域の見直しについて、四谷地区の区立小学校の現状と課題を解決することや、子どもたち一人ひとりに合わせた教育環境の確保を第一に考えた場合、通学区域の見直しは必要といった意見があった。

一方で、通学区域の見直しには反対であり、通学区域の見直しは実施せずに花園小学校を選択しやすくすれば良いのではないかとといった意見や、学校にはそれぞれ特色や地域性があるため、区立小学校でもすべてが同様の教育環境でなくても良いのではないかと、といった意見もあった。また、地域の祭事との関係では、通学区域が変われば、子どもが参加するお祭りも変わってしまい、保護者への影響もあることから、結果的に町会や祭事等の維持費など、地域活動への経済的な影響を懸念する意見もあった。

検討協議会の委員の中からは、これらの様々な意見を受け止めながらも、将来の子どもの教育環境を第一に考慮するならば、四谷地区において児童数の多い小学校、少ない小学校の現状を改善し、子どもたちのためにより良い教育環境を構築する方策を見出だす必要があるのではないかという意見も出されたところである。

合わせて、四谷地区における区立小学校の教育環境を高めていくためには、教育の質の向上はもとより、学校のセキュリティ強化や通学路の安全確保、放課後の子どもの活動場所の確保など、子どもが安全かつ安心して学校生活等を送れる施策を講じる必要がある。また、学校や教育委員会は、各学校の魅力や特色を広く子どもや保護者に周知するよう情報発信の強化に取り組むことが求められる。

子どもは地域の中で生まれ、地域は子どもや家庭との関わりを大切にしながら成り立ち、発展していくものである。また、区や教育委員会は、地域の方が、一生涯をかけてその場所、その土地を見守っていることを心にとめて、通学区域を変更するに当たっては、子どもや家庭を取り巻く環境と地域との繋がりが保たれるよう、地域に寄り添った支援を継続していくことを合わせて期待する。

最後に、これまで検討協議会で重ねてきた協議が、子どもたちの教育環境の向上につながることを強く希求する。

資 料 編

- 【資料1】 四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会 設置要綱
- 【資料2】 四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会 委員名簿
- 【資料3】 四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会 開催実績
- 【資料4】 四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等の検討に係る地域
説明会及び意見募集の実施結果について
- 【資料5】 通学区域の法的根拠
- 【資料6】 四谷小学校及び花園小学校における運用上の工夫や取組みについて